

令和4年度 第2回秋葉区自治協議会委員推薦会議 会議概要

日時 令和4年11月21日（月） 午後1時30分
会場 秋葉区役所6階603会議室
出席者 委員（名簿順）
田中委員（座長）、長谷川委員、小山委員、蓮沼委員、加納委員、木村委員、
伊藤（治）委員、伊藤（直）委員 計8名（欠席 2名）
事務局
地域総務課職員2名

内容

（1）開会

（2）協議題

秋葉区自治協議会委員の改選について協議し、次のとおり決定しました。

・委員数、委員構成、公募委員数、再任回数上限について

全体の構成を検討した結果、1号委員11名、2号委員9名、3号委員10名（うち有識者4名、公募4名、その他2名）の合計30名とする。

現行の2号選出団体のうち、小須戸商工会を追加、社会福祉協議会と支え合いのしくみづくり会議については同一事務局のため社会福祉協議会に一本化する。秋葉区文化振興協会については、団体から高齢化を理由に外してほしい要望もあったが、秋葉区の文化の視点は秋葉区自治協議会には必要ということで意見がまとまった。

新潟かがやき農業協同組合については、新津さつき農業協同組合が合併により本店が区外になったため、自治協議会運営指針に基づき3号からの選出となる。

3号委員のうち有識者については、来年度、コミ協まちづくりビジョン策定に取り組むため、まちづくりや区内のことに詳しい有識者を1名追加する。

現在、委員を選出している公共的団体等からの選出が困難となった場合には、事務局から同分野の団体に委員選出を依頼してもらうことにする。

「新潟市区自治協議会条例」では再任回数に関する制限は無いが、「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、秋葉区では、原則、1号から3号委員とも再任回数は2回（通算在任期間6年）とする。ただし、公募委員については、より多くの区民から区政に参画してもらうため、再任回数を1回（通算在任期間4年）とする。例外規定として、1号・2号委員は選出団体が推薦した場合、また、3号委員は専門知識、経歴等に照らし他の者に替えがたいと認められる場合（ただし、公募委員を除く）は、再任することができるとする。

次期の課題として、学生枠、再任回数が出た。

・公募委員の選考について

選考方法は、作文と活動歴の審査とする。募集期間は、令和4年12月18日（日）～令和5年1月23日（月）までとし、秋葉区役所だより12月18日号、市ホームページ、アキハスムフェイスブックへの掲載及び区役所・出張所等への掲示により周知を図ることとする。

(3) その他

第3回秋葉区自治協議会委員推薦会議について公募委員応募締切り後の2月中旬頃開催
予定

(4) 閉会

推薦会議の役割について

【 役割 】 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。
(秋葉区自治協議会委員推薦会議運営要綱 第5条)

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 第1号委員（地域コミュニティ協議会選出）及び第2号委員（公共的団体選出）並びに第3号委員（区長が必要と認めた者）のうち、第2号委員を選出する団体を選考すること。
- (4) 第3号委員に該当する委員候補者を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦すること。



区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。

(新潟市区自治協議会条例施行規則 第3条第4項)



区長は、委員の推薦にあたっては、上記の選出手続を経たうえで行うものとする。

(新潟市区自治協議会条例施行規則 第2条)



市長は、区長が推薦した者を委員として委嘱する。

(新潟市区自治協議会条例第2条第2項)

秋葉区自治協議会 第9期委員改選スケジュール

	自治協議会	推薦会議	事務局
11/21 (月)		第2回推薦会議 ・委員構成、公募委員の人数、再任回数上限について ・公募委員の募集及び選考方法について	
11/22 (火)			・委員公募について区だより等掲載依頼
11/25 (金)	第8回自治協議会 ・推薦会議結果を報告		
12/18 (日)			・委員公募について区だより等掲載 ・公募委員受付開始
12/24 (金)	第9回自治協議会		
1/月上旬～			・団体に推薦依頼 (第1号・2号委員) ・識者に就任依頼 (第3号委員)
1/23 (月)			・公募締切
1/27 (金)	第10回自治協議会	(委員による採点期間)	
2/中旬		第3回推薦会議 ・公募委員の選考について ・公募以外の委員の選考について	
2/24 (金)	第11回自治協議会 ・委員候補者を審議、議決		・市長への推薦手続
3月中旬		第4回推薦会議 ・ <u>公募委員の選考について</u> ・ <u>公募以外の委員の選考について</u>	
3/24 (金)	第12回自治協議会 ・ <u>委員候補者を審議、議決</u>		・ <u>市長への推薦手続</u>

※部は、必要に応じて実施します。

第 9 期 秋葉区自治協議会 委員数、委員構成、任期について（案）

委員数	30 名以内 (新潟市区自治協議会条例による)
公募委員	4 名以内 (秋葉区自治協議会の委員の公募に関する要領による)
委員構成	
第 1 号委員	11 名 (区内すべての地域コミュニティ協議会)
第 2 号委員	9 名 (区内で公共的な活動を営む団体) ※選出団体 (案) 資料 5-4 のとおり ※団体からの委員選出が困難な場合は、事務局が同分野の団体に委員選出を依頼する。
第 3 号委員	10 名 (区長が必要と認めた者) 有識者 4 名、公募 4 名、その他 2 名
各号委員の再任回数上限	
第 1 号委員	2 回 (通算 6 年)
第 2 号委員	2 回 (通算 6 年)
第 3 号委員	2 回 (通算 6 年) ただし、公募委員は 1 回 (通算 4 年) とする。 (新潟市区自治協議会運営指針による)
例外規定	上記を原則とするが、以下の場合は、上記に関わらず再任することができる。 ①第 1 号・2 号委員：選出団体が推薦した場合 ②第 3 号委員：専門知識、経歴等に照らし他の者に替えがたいと認められる場合 (ただし、公募委員を除く)

第2号委員 選出団体(案)

委員資格及び 委員選出の際の留意事項等	第9期 委員構成		現行	
	(令和5年度～令和6年度)	委員数	(令和3年度～令和4年度)	委員数
(第1号委員) 地域コミュニティ協議会の選出者 区内のすべての地域コミュニティ協議会から、委員を選任する。	【選出団体】 ・区内全コミ協	36.7% 11	【選出団体】 ・区内全コミ協	37.9% 11
(第2号委員) 公共的団体等の選出者 区内で公共的な活動を営む団体を委員の選出団体とすることができる。 なお、公共的団体等は法人格の有無を問わない。	【選出団体(案)】 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・特定非営利活動法人 ディンプルアイランド ・新津青年会議所 ・秋葉区スポーツ協会 ・秋葉区文化振興協会 ・秋葉区民生委員・児童委員連 絡協議会 ・秋葉区社会福祉協議会	30.0% 9	【選出団体】 ・新潟かがやき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・新潟薬科大学 ・特定非営利活動法人 ディンプルアイランド ・新津青年会議所 ・秋葉区スポーツ協会 ・秋葉区文化振興協会 ・秋葉区民生委員・児童委 員連絡協議会 ・秋葉区社会福祉協議会 ・支え合いのしくみづくり会議	34.5% 10
(第3号委員) その他区長が必要と認めた者 区自治協議会推薦会議において、特に委員候補者として推薦の必要があると認め、区自治協議会の議決を経て、区長が推薦したものをいう。 区内(ただし、区長が特に認める場合は市内)に住所を有する個人 ・有識者 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、地域教育コーディネーター、旧首長・旧議員などの地方行政経験者、弁護士・税理士などの各種免許・資格等を有するなど客観的に認められる専門家等	【構成委員】 ・〇〇 〇〇 ・〇〇 〇〇 ・〇〇 〇〇 ・〇〇 〇〇	13.3% 4	【構成委員】 金子洋二 (大正大学 准教授) 渡邊彩 (新潟中央短期大学 講師) 花水真由美 (新津第三小学校地域教育 コーディネーター)	10.3% 3
・公募による者 区内の多様な意見の反映と会議運営の透明性の確保などのため、公募による者は必ず選任するものとする。	【構成委員】 ・〇〇 〇〇 ・〇〇 〇〇 ・〇〇 〇〇 ・〇〇 〇〇	13.3% 4	【構成委員】 ・五十嵐幸子 ・伊藤直 ・須藤阜月 ・土田貴好	13.8% 4
・その他 公民館などで実施している人財育成講座の受講者、公共的団体等で区内に従たる事務所しかない場合における、団体の構成員からの選出者等	【構成委員】 ・〇〇 〇〇 ・新潟かがやき農業協同組合	6.7% 2	【構成委員】 大貫弘美	3.4% 1
	計	30	計	29

秋葉区自治協議会 各期委員構成

資料5-5

※ 秋葉区自治協議会の委員の上限数 30名

委員資格及び 委員選出の際の留意事項等	第1期 委員構成		第2期 委員構成		第3期 委員構成		第4期 委員構成	
	(平成19～20年度)	委員数	(平成21～22年度)	委員数	(平成23～24年度)	委員数	(平成25～26年度)	委員数
(第1号委員) 地域コミュニティ協議会の選出者 区内のすべての地域コミュニティ協議会から、委員を選任する。	【選出団体】 ・区内全コミ協	11	【選出団体】 ・区内全コミ協	11	【選出団体】 ・区内全コミ協	11	【選出団体】 ・区内全コミ協	11
(第2号委員) 公共的団体等の選出者 区内で公共的な活動を営む団体を委員の選出団体とすることができる。なお、公共的団体等は法人格の有無を問わない。	【選出団体】 ・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・秋葉区自治会・町内会長会 ・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22 ・小須戸まち育て支援協議会	7	【選出団体】 ・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・秋葉区自治会・町内会長会 ・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22 ・新津青年会議所	7	【選出団体】 ・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・秋葉区自治会・町内会長会 ・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22 ・新津青年会議所	7	【選出団体】 ・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・秋葉区自治会・町内会長会 ・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22 ・新津青年会議所	7
(第3号委員) 学識経験者 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、旧首長・旧議員などの区内に住所を有する個人を選任する。	【構成委員】 ・片岡道夫 (5区自治協議会準備会委員) ・小嶋孝代 (元新津市教育委員長) ・高橋綾子 (新潟市総合計画審議会委員経験者) ・佐藤清 (5区自治協議会準備会委員) ・佐藤泰子 (元小須戸町教育委員) ・佐藤弓槻子 (前小須戸地区民生委員児童委員協議会長)	6	【構成委員】 ・片岡道夫 (5区自治協議会準備会委員) ・塩田明子 (民生委員児童委員) ・高橋綾子 (新潟市総合計画審議会委員経験者) ・佐藤清 (5区自治協議会準備会委員) ・白井巳致子 (男女共同参画地域推進員) ・関口文子 (新津図書館協議会委員)	6	【構成委員】 ・新藤幸生 (新潟市教育委員会社会教育委員) ・倉田弘則 (民生委員児童委員) ・吉川久美子 (男女共同参画地域推進員経験者) ・荏原富士子 (新津地区公民館運営審議会委員) ・白井巳致子 (男女共同参画地域推進員) ・真野とみ (新津地区公民館運営審議会委員経験者)	6	【構成委員】 ・新藤幸生 (新潟市教育委員会社会教育委員) ・松澤豊枝 (民生委員児童委員) ・吉川久美子 (男女共同参画地域推進員経験者) ・荏原富士子 (新津地区公民館運営審議会委員) ・真野とみ (新津地区公民館運営審議会委員経験者)	5
(第4号委員) 公募による者 区内の多様な意見の反映と会議運営の透明性の確保などのため、公募による者は必ず選任するものとする。	【構成委員】 ・浅間長子 ・石崎マツイ ・生野昭雄 ・遠藤龍司	4	【構成委員】 ・杉崎明美 ・長橋修 ・上杉国武 ・遠藤龍司	4	【構成委員】 ・杉崎明美 ・宇佐美高志 ・上杉国武 ・山岸博	4	【構成委員】 ・板橋育夫 ・楠田久美子 ・小柴美樹 ・白井日出夫 ・富井智子	5
(第5号委員) その他市長が必要と認めた者 第1号～第4号までの委員資格に該当しないが、市長が特に必要と認めた者を選任する。区自治協議会設置時は、区内に公共的団体等の従たる事務所しかないが、委員の選出団体とする必要がある場合に、区内に住所を有することを条件に当該団体の構成員から選出した者を対象とした。	【選出団体】 ・秋葉区社会福祉協議会 ・PTA連合会秋葉支部	2	【選出団体】 ・秋葉区社会福祉協議会 ・PTA連合会秋葉支部	2	【選出団体】 ・秋葉区社会福祉協議会 ・PTA連合会秋葉支部	2	【選出団体】 ・秋葉区社会福祉協議会 ・PTA連合会秋葉支部	2
計		30		30		30		30

秋葉区自治協議会 各期委員構成

資料5-5

※ 秋葉区自治協議会の委員の上限数 30名

第5期 委員構成		第6期 委員構成		【条例改正後】委員資格及び 委員選出の際の留意事項等	第7期 委員構成		第8期 委員構成	
(平成27～28年度)	委員数	(平成29～30年度)	委員数		(平成31～令和2年度)	委員数	(令和3～4年度)	委員数
【選出団体】	36.7%	【選出団体】	36.7%	【第1号委員】 地域コミュニティ協議会の選出者 区内のすべての地域コミュニティ協議会から、委員を選任する。ただし、連合組織から委員を委嘱すること、各構成地域コミュニティ協議会からの委員選出に代えることができる。	【選出団体】	36.7%	【選出団体】	37.9%
・区内全コミ協	11	・区内全コミ協	11		・区内全コミ協	11	・区内全コミ協	11
【選出団体】	30.0%	【選出団体】	36.7%	【第2号委員】 公共的団体等の選出者 区内で公共的な活動を営む団体を委員の選出団体とすることができる。なお、公共的団体等は法人格の有無を問わない。	【選出団体】	36.7%	【選出団体】	34.5%
・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22 ・新津青年会議所 ・秋葉区体育協会 ・秋葉区文化振興協会 ・秋葉区民生委員・児童委員連絡協議会	9	・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22 ・新津青年会議所 ・秋葉区体育協会 ・秋葉区文化振興協会 ・秋葉区民生委員・児童委員連絡協議会 ・秋葉区社会福祉協議会 ・支え合いのしくみづくり会議	11		・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・特定非営利活動法人ティンブルアイランド ・新津青年会議所 ・秋葉区スポーツ協会 ・秋葉区文化振興協会 ・秋葉区民生委員・児童委員連絡協議会 ・秋葉区社会福祉協議会 ・支え合いのしくみづくり会議	11	・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・新潟薬科大学 ・特定非営利活動法人ティンブルアイランド ・新津青年会議所 ・秋葉区スポーツ協会 ・秋葉区文化振興協会 ・秋葉区民生委員・児童委員連絡協議会 ・秋葉区社会福祉協議会 ・支え合いのしくみづくり会議	10
【構成委員】	6.7%	【構成委員】	10.0%	【第3号委員】 その地区長が必要と認められた者 区自治協議会推薦会議において、特に委員候補者として推薦の必要があると認め、区自治協議会の議決を経て、区長が推薦したものをいう。区内(ただし、区長が特に認める場合は市内)に住所を有する個人 ・有識者 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、地域教育コーディネーター、旧首長・旧議員などの地方行政経験者、弁護士・税理士などの各種免許・資格等を有するなど客観的に認められる専門家等	【構成委員】	10.0%	【構成委員】	10.3%
・東村里恵子(新津図書館協議会委員) ・杉本昭彦(元小須戸地区公民館長)	2	・東村里恵子(新津図書館協議会委員) ・杉本昭彦(元小須戸地区公民館長) ・井浦 博男(小合中学校・小合東小学校地域教育コーディネーター)	3		・金子洋二(大正大学 准教授) ・渡邊彩(新潟中央短期大学講師) ・花水真由美(新津第三小学校地域教育コーディネーター)	3	・金子洋二(大正大学 准教授) ・渡邊彩(新潟中央短期大学講師) ・花水真由美(新津第三小学校地域教育コーディネーター)	3
【構成委員】	16.7%	【構成委員】	13.3%	・公募による者 区内の多様な意見の反映と会議運営の透明性の確保などのため、公募による者は必ず選任するものとする。	【構成委員】	13.3%	【構成委員】	13.8%
・高塚俊郎 ・長橋修 ・原淳一 ・白井日出夫 ・富井智子	5	・石山由美 ・島倉美代子 ・高塚俊郎 ・原淳一	4		・伊藤直 ・島倉美代子 ・須田渚 ・本田富義	4	・五十嵐幸子 ・伊藤直 ・須藤臯月 ・土田貴好	4
【選出団体】	10.0%	【選出団体】	3.3%	・その他 公民館で実施しているコミュニティコーディネーター養成講座の受講者、公共的団体等で区内に従たる事務所しかない場合における、団体の構成員からの選出者等	【構成委員】	3.3%	【構成委員】	3.4%
・秋葉区社会福祉協議会 ・PTA連合会秋葉支部 ・新潟市住みよい郷土推進協議会秋葉支部	3	・新潟市住みよい郷土推進協議会秋葉支部	1		・大貫弘美(まちの茶の間だんだん・嶋岡(地域包括ケア推進モデルハウス))	1	・大貫弘美(まちの茶の間だんだん・嶋岡(地域包括ケア推進モデルハウス))	1
	30		30		30		29	

公募委員の募集及び選考について（案）

1 募集期間

令和4年12月18日（日）から令和5年1月23日（月）午後5時必着

2 周知方法

- ① 秋葉区役所だより12月18日号に公募委員の募集案内を掲載する。
- ② 秋葉区ホームページ、アキハスムフェイスブックに募集案内を掲載する。
- ③ 市役所、区役所、出張所に募集案内を掲示する。

3 選考方法

作文と活動歴を別紙評価表により審査する。

4 作文のテーマについて

下記の3つのテーマの中から選択する。（800字以上1,200字以内厳守）

- ① 「私が考える秋葉区の宝物（地域資源）の活かし方と自治協議会委員として取り組みたいこと」
- ② 「秋葉区の課題と自治協議会委員として取り組みたいこと」
- ② 「秋葉区のまちづくりと自治協議会委員として取り組みたいこと」

<参考>前回の各区のテーマ

「北区への私の思い、やりたいこと」

「東区自治協議会委員に応募する動機と東区への私の思い」

「中央区への私の思い、やりたいこと」

「江南区自治協議会委員に応募する動機と江南区への私の思い」

「私が自治協議会委員として取り組みたいこと」「南区に対しての思いと私のできること」「私にとって暮らし続けたい南区とは」（いずれか1つ）

「私の考える西区の課題と区自治協議会委員として取り組みたいこと」

「地域への私の思い」（西蒲区）